

イスラエル国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準	日本人又は日本語を十分に解する者に対する証人尋問、当事者尋問の場合には原則として本ルート	Aルートの対象にならない場合又はAルートで嘱託すると証人が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文	英語、ヘブライ語又は証人等が解する言語	英語又はヘブライ語	
V 費用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	